

厚生省發勅第二一號

昭和二十年一月二十九日

厚生省勅勞局長



附 縣 長 官 發

國民徵用令ニ依ル被徵用者ノ船員徵用ニ關スル件
 今般船員勅令ノ制定ニ伴ヒ國民徵用令ニ依ル被徵用者ト雖モ船員徵
 用ヲナシ得ルコトト相成從テ國民徵用令中一部改正相成同時ニ右規定
 ハ軍需會計ノ規則ニ適用セラルルニ付爾今國民徵用令ニ依ル被徵用
 者ノ船員徵用ハ左記ニ依リ指直致スコトト相成條條石了知ノヒ之ガ
 趣旨ナル運用ニ務メ御配意相成此致依命及通牒也
 此テ本件ニ付テハ關係各省ニ協談請ニ有之尙昭和十九年七月一日厚
 生省發勅第一八三號勅勞局長通牒國民徵用令ニ依ル被徵用者ノ船員
 徵用ニ關スル件ハ失効ノ誤ト訂了知相成度

記

- 一 船員勅令ニ依リ船員勅令ヲ甲告スベキ者ニシテ國民徵用令ニ
依ル被徵用者タル場合其ノ者ヲ船員徵用者トスルトキハ運輸通
信省ハ之ニ對シ船員徵用令ノ爲ノ出頭命令書ヲ通達スルコト
- 二 船員主其ノ職スル被徵用者ニシテ出頭命令書ヲ受ケタル者
了ルトキハ其ノ者ヲシテ所定ノ船員徵用令書ヲ受ケシムル如ク措
置スルト共ニ其ノ旨關係縣府縣ニ報告スルコト
- 三 船員徵用令書、概ネ左ノ基準ニ依リ之ヲ行フコト
 - ハ 現在從事スル業務ノ内容ニ拘ラス主トシテ身體健康ニ
依リ之ヲ徵用スルモノ、但シ重要ナル職務擔當者例ヘバ工場長
技師長、生産技術係部長又ハ之ニ準スルモノヲ除ク
 - イ 甲種船長、甲種一等航海士、乙種船長、乙種一等航海
士、甲種機長、甲種二等航海士、乙種機長、乙種二等
航海士、丙種航海士及丙種機長ノ海技免狀受有者、或無

線通信士ニシテ陸上ニ勤務スルニ至リ三年未滿ノモノ
 (四) 普通船員ニシテ陸上ニ勤務スルニ至リ一年未滿ノモノ
 (五) 現在従軍スル總動員業務ノ内容及身体銓衡ニ依リ之ヲ徵用スルモノ

(六) 甲種船長、甲種一ニ等航海士、乙種船長、乙種一ニ等航海士
 甲種機關長、甲種一ニ等機關士、乙種機關長、乙種一ニ等機關士、丙種航海士及丙種機關士ノ海技免狀受有者並無線通信士ニシテ陸上ニ勤務スルニ至リ三年以上七年未滿ノモノ
 (七) 普通船員ニシテ陸上ニ勤務スルニ至リ一年以上七年未滿ノモノ

(八) 船員徵用ヲナサザルモノ
 (九) 及(十)該章者以外ノモノ 但シ必要アル場合ハ銓衡ノ上徵用スルコトアルベキコト

四 縣府縣ハ出頭令書ノ通達ヲ受ケタル被徵用者ニシテ前項ノ基準ニ

依リ船員ノ費用ヲ不適當ト認ムルモノアルトキハ其ノ旨豫メ船員徵用官ニ通達スルコト此ノ場合縣府縣ハ生産各省現地機關ト協議スル等緊密ナル連絡ヲ保持スルコト

五 運輸通信省徵用銓衡ノ結果徵用決定シ本人ニ徵用令書ヲ發付シタルトキハ此ノ旨關係縣府縣ニ通達スルコト

六 縣府縣右通達ヲ受ケタルトキハソノ旨被徵用者ノ屬セシ畢業主ニ通知スルコト

七 尙本人ニ對シテハ別段ノ解除手續ヲ要セザルコト
 軍需會社徵用規則ニ依ル軍需被徵用者ニ付テモ前各項ニ依リ措置スルコト

八 船員動員令施行ト共ニ同令ニ依ル要申告者ニ付テハ職乘能力ノ申告ヲ爲スコトトナリタルヲ以テ右該當者ニシテ國民徵用令ニ依ル被徵用者タル場合ニ於テハ申告ニ當リ徵用年月日、現在従軍スル總動員業務ノ内容其ノ他參考トナルベキ事項ヲ詳細附記セシムル如ク措置スルコト